

## 情報通信審議会 情報通信政策部会

## デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第17回 議事概要

1 日時：平成19年6月15日（金）16：30～18：00

2 場所：総務省 第1特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、稲葉 悠、岩浪 剛太、植井 理行、大山 永昭、華頂 尚隆、河村真紀子、岸上 順一、佐藤 信彦、椎名和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、高橋 伸子、田村 和人、田胡 修一、中村伊知哉、長田三紀、生野 秀年、堀 義貴、（以上23名）

（2）オブザーバー

金光 修（株式会社フジテレビジョン）、川瀬 真（文化庁）、吉川 治宏（三井物産株式会社）、中村 吉二（社団法人日本音楽事業者協会）、野中 康行（株式会社東芝）、元橋 圭哉（日本放送協会）、森脇 信治（社団法人音楽製作者連盟）、安江 憲介（株式会社三菱総合研究所）

（3）事務局

小笠原情報通信政策局情報通信政策課コンテンツ流通促進室長

（4）総務省

鈴木情報通信政策局長、寺崎政策統括官、中田官房審議官、武田衛星放送課長、藤島地域放送課長、佐藤情報通信政策課長、

4 議題

（1）コンテンツ取引市場の形成について（4）

- 小笠原コンテンツ流通促進室長より、資料1に基づき、コンテンツ取引市場形成に向けた検討課題等につき説明。
- 金光オブザーバーより、資料2に基づき、フジテレビの経営戦略～非広告事業（コンテンツ二次利用）の実績と目標～につき説明。
- 森脇オブザーバーより、資料3に基づき、番組コンテンツマルチユースについての番組制作者の意見につき説明。
- 吉川オブザーバーより、資料4に基づき、日本型コンテンツ振興政策とコンテンツ取引市場形成につき説明。
- 視聴者としては、質の高い作品を作っていただきたい。質の高い作品がなければ、二

次利用はできない。資金調達も、制作方式も選択肢が多様化とあるが、それで質の高い作品が数多く出るのであれば大歓迎。二次利用については、例えば、「この番組が見たい」と思ってお金を払った場合に、それを作り、関わったクリエイターにきちんと利益が届くような世界になればよいと思う。

- テレビ局の有価証券報告書など、放送業界の財務諸表が分かりにくく、コンテンツの利用状況が不明確だ。
- フジテレビの決算短信にある経営の基本方針を見ると、株主だけではなく、視聴者も相当意識されているというのが分かった。中期経営計画にも、非常に力強い意見表明があり、各社がこのような立場で競争すれば、少しは明るい未来が開けてくると思った。
- キー局間でかなり温度差があり、二次利用に非常に消極的な所もある。日本テレビは前向きな表現をしており、長期経営ビジョンでも、中期目標でも、非常に元気な指標、目標を出されていることが分かった。しかし、これを具体的に実現するためにどうするのかというと、まだそこまでは書かれていない。先程の説明でも、新規事業は今後の課題ということだが、どのように展開していくかが、コンテンツの流通促進に大きく関係すると思う。
- 放送事業者が掲げている目標や、国として放送コンテンツの海外展開をもっと加速してほしい。これを達成するためには、コンテンツの制作のやり方、並びにそれと密接不可分の関係にある資金調達方法に関して、大きな変革が必要。色々と事業展開をしたい人達をもっと活躍できるような制度整備をしていくことが必要。制作主体、いわゆる担い手が多様化することが必要で、増えた資金調達手段を使えるようにするためには何が必要なのかについて、この場でもう一步議論を深められたらよいと思う。
- 許諾手続きが簡素化されることはよいと思うが、登録制度の話は、必ず出演者の利用許諾は不要に、ということを知財本部から聞いたと言って新聞に出る。このような権利制限で利用が拡大するという考え方が、ある程度間違っているということは、この会議の中では結構共有されてきたと思う。その動き方とは全く別にこのような話が出てくることに関しては、極めて遺憾であると言わざるを得ない。
- 著作権に限らず、知的財産権の取引は許諾権があることで、使用料の交渉をしたり、使用条件を決めたりして商取引が成り立つ。例えば著作権ではなく特許に置きかえて考えて、メーカーが保有している特許について、その利用が進まないの、許諾権をなくして公開しなさいという話になったら、経営者は一体どのようにおっしゃるのか。
- 流通も産業であることは間違いないけれども、エンターテインメントも産業の一つである。その産業と産業との間の取引について、片方の産業にアドバンテージを与えるような介入を行政が行うということは、不当であるとしか言いようがない。憲法違反かも

しれない。特定の産業を利するようなことを考えるのではなく、健全な商慣習を定着させるためのメタデータの整備等の環境整備にこそ汗をかくべきであり、権利制限等はもう止めてほしい。

- 許諾権を維持しなければならない最大の理由として、二次利用の対価があまりにも安いという問題がある。地上波の放送番組のBSやCS等への販売を例に挙げると、その販売価格があまりにも低いために、個々の権利者に支払われる対価が話にならないほど低くなるという問題がある。許諾権を失ったら一体どうなるのかは想像に難くない。番組の二次利用の促進もよいが、二次利用の対価の適正化という視点も加えていただかないと、幾ら利用が増えたとしても、実演家にとってはあまり有難くないと思っている。
- アーカイブス・オン・デマンドという、見逃し番組、キャッチアップを想定したサービスを始めようとしている。放送後1週間程度、主な番組、特に夜の視聴高適時間の番組、過去の人気番組、名作番組のようなものも、できるだけVODという形で、PCやネット対応テレビでご覧いただけるようにしたい。これについては、放送法等の法令整備、権利者の皆様とのお話し合い、配信事業者様とのお話等の環境整備を待つて進めたいと思っている。しかし、採算度外視という訳にはいかないの、システム整備等も大変であり、やるとすれば、他の放送局やコンテンツを持っている所と、同じようなスキーム・仕組みでできれば、コストを下げられてマーケットの魅力も拡大していくと思う。
- 番組の外部制作については、ホームページ上で制作会社に募集・公開しているものはもちろん、看板的な番組でも外部制作番組も数多くある。企画の採択にあたっては、内外全く同一条件で、企画本位で選択している。ただし、当然、外部制作プロダクションの企画をそのまますぐに放送できるということでは決してない。放送というメディアの中で、編成責任、編集責任があるので、当然、取材・制作段階から最後の番組が出る所まで、社員プロデューサーが品質管理という面で内容のチェックをしている。その点は、今後仮に外部制作が増えていったとしても変わらない所、変わってはいけない所だと思っている。
- 信託等、色々な新しい外部資金調達は、一つの可能性として非常に大切なことであり、それによって新しいコンテンツが増えてくればよいと思う。単に経済規模を拡大することではなく、より良質のテレビ番組が生まれてくる、それが視聴者利便につながる、視聴機会が複数化・多様化する等、よりリッチで豊かな番組が届けられることにつながるのではない。産業として活性化していくには、もちろんクリエイター、パフォーマーへの還元も含めて、それ自体は決して否定されることではなく、どんどんやっていかなければいけないと思う。しかし、放送は文化であり、公共性の視点も踏まえていただきたい。

- 権利者の、著作権データベースのようなものを作ること、何らかのデータベース的なものは必要だと思うが、いわゆるプロの権利者だけでなく、一般の視聴者のご協力、取材のご協力等も得ながら作っている番組も沢山ある。「何々テレビの番組だから」ということで取材に応じていただいている方が大勢いると思う。そのような信頼関係といった、なかなか数値化しにくい、あるいは金銭化しにくい価値もあるので、それらもぜひ尊重していただき、この議論を重ねていただければと思う。
- 放送外収入の拡大は大目標として掲げており、地上波で放送したのもの、CSへの番組供給、ブロードバンドへのコンテンツ配信、ニュースコンテンツのネット配信など、多角的に取り組んでいる。これまでの取り組みは、放送したものをどう使うかということだが、これからは二次利用という言葉だけでよいのかという思いもある。放送事業者としても、例えば映画に出資して、劇場公開の後地上波にかけるといった展開もあり、まさにマルチウインドウで、コンテンツファクトリーとして制作したものを多層的に供給していく時代に入ってきている。無料広告放送モデルが幹なだけに、見た目にはその他の歩みが少し遅々として見られるようにも思うが、放送局の置かれた環境はかなり厳しいものがある。その他の所を開拓しなければ成長性に乏しい危機意識からもマルチウインドウ展開に耐えられるコンテンツ集積を考えており、それに必要な権利データ等の収集等の努力もしようとしている。現状の取り組みとしては色々あるが、このように私共でも多角的に取り組んでいる。
- フランスの国立視聴覚研究所が、昨年の春に放送番組をインターネットで公開することを始めた。番組本数は10万本で、1920年代のファッションショー、68年の5月革命、フーコーやゴダールのインタビュー等が見られて非常に魅力的だが、そのようなことを国が直接やっている。放送局のネット展開というと、アメリカやイギリスBBCの取り組み等が有名だが、他の国でもそのような動きが色々で見られる。
- これまでの議論を聴いていると、コンテンツ関係者は二次利用を一層推進しよう、促進しようというベクトルで一致していると思われる。外部資金の活用等これまで紹介された幾つかの手法は、放送事業者の主催するオープンな手続きの中で、多様な制作者が参加するというやり方で既に着手されている。しかし、二次利用は、例えば著作権者や著作権の制度がネックだという意見も相変わらず存在するため、実証実験という話が出てくる。
- 民間ベースで既に着手されているのに、なぜ実証実験が必要なのかについては、著作権者や著作権制度がネックではなくて、その鍵は市場を作る所にあるということをオープンに示す必要がある。特にコンテンツ産業が、これから日本の中で非常に大事な産業、基幹産業となり得ると言われている中で、正しい方向性をオープンな手続きで、一度検

証してみることが必要ではないか。具体的には、データベースを作ることも含めた新しい手法が、今後の二次利用を促進する鍵であることを、ここで検証してみたらどうかと考える。

- 色々な二次利用に関して取り組み、それで放送番組の流通が促進されていけば、権利者が悪い、著作権が原因だということにならないと思う。相変わらず悪者にされ続けた権利者としては、プロセスの透明化についても言われていると思う。であるから、そのような実証実験を通じて、著作権の問題ではなかったと、逆に証明していただけるような、それがオープンに分かるような形で実証していただければよいと思う。
- 事務局資料で、肅々と方向性を整理されたということだが、①だけが括弧つきというのは、大分そこに気持ちが入っている感じがする。許諾手続きの簡素化、円滑な許諾は、権利者側も常に考えていることであり、民間同士の話にも出ている。さらにこれから、それを検討していこうということであればよいが、その時にどうしてもこの括弧つきが気になる。これからの検討に当たっては、括弧つきではなく、許諾手続きの円滑な処理、簡素化につながるということ、是非そのような視点での検討をしていただきたい。
- 今のコンテンツ産業のあり方がまさに下請工場で、まるでゼネコンのような形になっている所が、二次利用の促進における大きな阻害要因だと感じている。従って、実証実験をできればコンペ方式でやり、そのプロセスを皆で見えて判断していくことが必要だと思う。今から始めれば、多分1年以内にはできるだろう。これで実験を行い、来年の今頃は皆でよかったと言えるような状態をぜひ作っていただきたい。
- 資金調達が多様化はもとより良質なテレビ番組を育成するためだという話は、全くそのとおりだと思う。ゼネコン的な構造で作っている限りは、広告収入に頼り、良質なテレビ番組・リッチコンテンツと言うより、我々が欲しいものではない大衆バラエティー番組が蔓延してしまう。特にキー局は上場会社であるので、何にお金を使うのか、きちんと発表していただきたい。それがよいものであれば資金は集まり、その番組がよければ視聴者もついてくるので、ぜひ魅力のある番組作りのために、多様に使えるようになっている選択肢を使って、新しい産業の育成支援をやっていく必要がある。国がバックアップするというのではなく、まずやってみることが必要だと思う。
- データベースについて、映画製作者の立場から一言言わせていただくと、映画は劇場上映から始まって、その後のマルチユースによって完結するビジネスである。制作段階から末端の利用に至るまで、戦略的に計画されているので、映画の場合、このようなデータベースで流通促進を図る必要性があまりない。映画コンテンツの流通は、著作権処理の問題ではなく、むしろ企業の経営戦略上の問題に拘束されていることが多く、流通促進がデータベース云々に左右されることはない。

- コンテンツ取引市場形成に関して、4回に渡って審議し、本日は取りまとめに向けてのご意見をいただいた。要約すると、これから本格化するデジタル時代にコンテンツ市場を構築していくためには、クオリティーの高い、強い競争力を持ったコンテンツができるような基盤を用意しなくてはならないという事と、その基盤の発展が軸になることが肝要である。韓国では、コンテンツに関する政策的な、しかも国際政策的な後押しが大分強くある。その様に他の国では国をあげてコンテンツ大国になるための政策を考えており、当然私達もどのようにすれば我が国がコンテンツ大国になれるかを考えていかないといけない。こうした意味で、国内外の市場を踏まえ、新しいアプローチを整備していくことが、政策的な課題に含まれる。

(2) 今後の検討スケジュール

- 小笠原コンテンツ流通促進室長より、資料5に基づき今後の検討スケジュールにつき説明。

以上